

安芸市一般廃棄物処理基本計画

【令和 5 年度～令和 14 年度】

まぜればゴミ 分ければ資源



安芸市ごみ減量化推進キャラクター
くいしんぼ くまあきくん

令和 7 年 10 月
安 芸 市

< 目 次 >

I 基本的な事項

1	基本的な事項	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画対象区域	2

II ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1	計画収集人口	3
2	分別収集区分	3
3	ごみ処理フロー	7
4	収集体制、収集車両台数	8
5	ごみの排出量	9
6	資源ごみの分別収集	10
7	中間処理の状況	11
8	最終処分の状況	11
9	現状の問題点および課題、取り組み内容	12

第2章 ごみ量の予測

1	将来人口予測	14
2	ごみ排出量の予測	15

第3章 計画の目標

1	基本方針	16
2	目標値の設定	16

第4章 計画の施策

1	基本方針を達成するための施策	19
2	施策を推進していくための市・市民・事業者の役割	23

III 生活排水処理基本計画

1	生活排水処理の現状と課題	25
2	し尿処理等の予測	28
3	計画の施策	29

I 基本的な事項

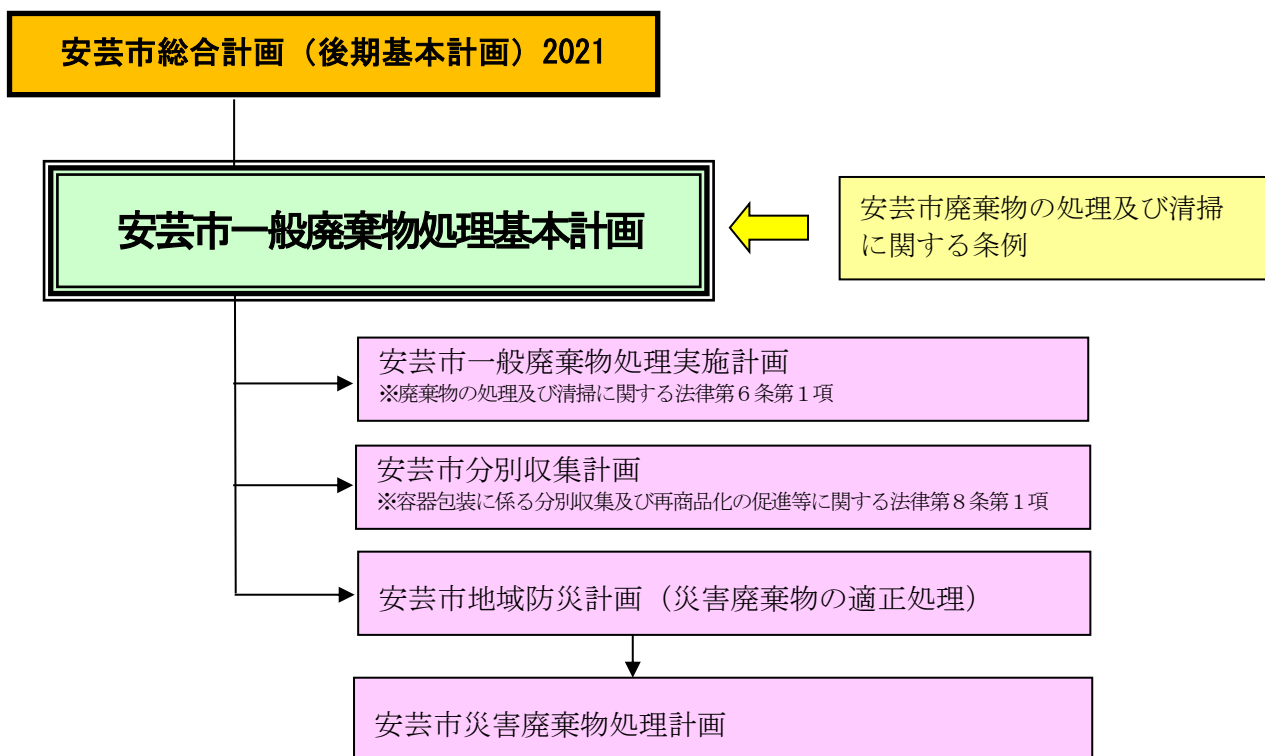
本市の美しい自然環境を次世代に引き継ぐためには、物質的豊かさや効率のみを追い求める考え方から、環境への負荷を減らし自然との調和を重視する考え方へと変えていかなければなりません。

そのため平成7年から「まぜればゴミ 分ければ資源」を合言葉に、リサイクルを中心としたごみ処理に取り組み、市民のみなさんが資源ごみを出しやすい体制づくりを構築してまいりました。

近年、市民・事業者・行政のそれぞれの責任と役割の中で、ごみの発生抑制・資源化の推進・適正処理を図ることがますます重要になってきています。

本計画は、3R：リデュース（必要なものを必要なだけ買う、ごみそのものを減らす）・リユース（何回もくり返し使う、ものを大切にし、すぐに捨てない）・リサイクル（分別して資源化する、資源化された商品を積極的に選ぶ）という、ごみの発生抑制を推進し、資源循環型のまちづくりを進めるために、策定するものです。

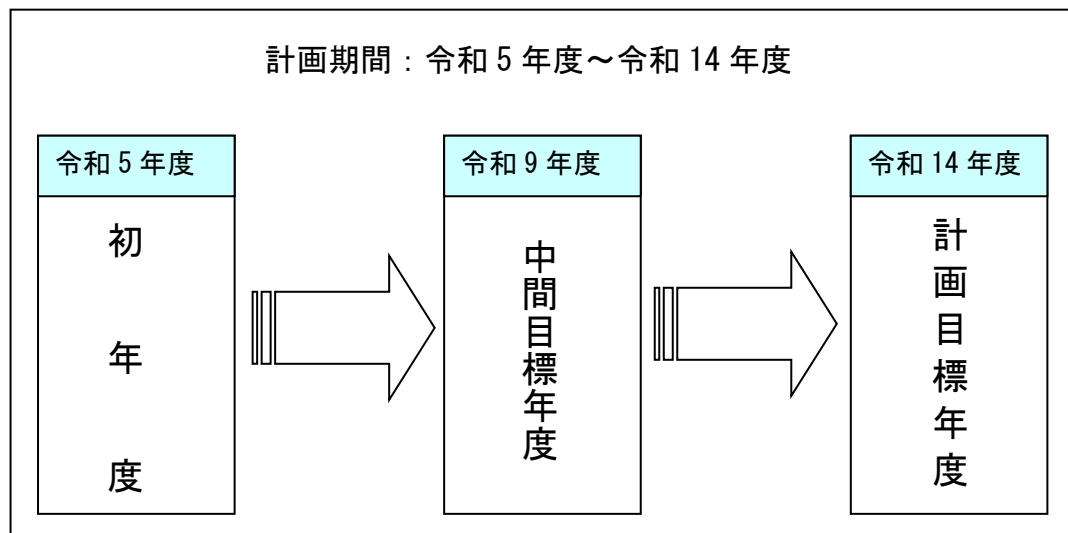
2 計画の位置付け



3 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、厚生省通知（平成4年8月13日衛環第233号）により、計画策定時より概ね10年～15年度とし、概ね5年ごとに見直しすることとされています。

これに伴い、本計画の計画期間並びに目標年度及び中間目標年度を以下のとおり定めます。



4 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

Ⅱ ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 計画収集人口

平成29年度から令和3年度における計画収集人口は次のとおりです。
これで見ると、人口は減少傾向を示しています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 口（人）	17,548	17,266	16,966	16,716	16,446
世帯数（世帯）	8,384	8,314	8,242	8,154	8,072

※人口及び世帯数は各年度末の数値です。

2 分別収集区分

（1） 家庭系ごみ

ア 分別区分

本市の一般家庭から排出されるごみは、「一般ごみ」、「金属ごみ」、「水銀を含む有害ごみ」、「資源ごみ」の4つに大別されます。

「資源ごみ」は、「缶」、「ビン」、「ペットボトル」、「紙類」、「布類」などさらに11分類に細分化しており、全体で14分類に分別されています。

なお、家庭で使われなくなったパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、製造業者が回収し、リサイクルを実施していますが、本市では小型家電リサイクル法の対象品目であるため金属ごみとして収集し、リサイクル業者に引き渡し、有償で処分しています。

イ 収集方法

収集方法は、「一般ごみ」、「金属ごみ」、「缶・紙・布・ペットボトル」をステーション方式（一部戸別方式）で収集し、「ビン」、「水銀を含む有害ごみ」を拠点方式による回収で行っています。

（2） 事業系ごみ

会社・商店等の事業活動に伴って排出されるごみは、事業所自らがごみ処分場へ持ち込み処理するか、自ら処理をすることが出来ない場合は廃棄物処理の許可業者に委託し処分します。

(3) 特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル対象製品）

家電リサイクル法により、家庭用電気製品のうち「エアコン」、「テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目について、小売業者による引取りと製造業者等によるリサイクルが義務付けられています。

また、消費者は、この家電4品目を廃棄する際はリサイクル料金等を支払うことなどが定められています。

そのため本市では、この家電4品目の排出時には、排出者自身が①家電販売店に引き取りを依頼するか、②指定取引所へ直接搬入する③安芸市一般廃棄物最終処分場に搬入することとなります。

(4) 市で処理できないもの

次の品目については、本市では処理できませんので購入した店に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬や処分を依頼します。

ア 有害性のあるもの・・・農薬等の劇薬及び毒薬等、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物、アスベスト含有物（飛散性）

イ 危険性のあるもの・・・火薬類、化学薬品類

ウ 引火性のあるもの・・・ガソリン、灯油等の石油類、廃油、塗料、シンナー類

エ 著しく悪臭を発するもの・・・汚物類

オ 特別管理一般廃棄物・・・在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利な物及び感染性の高い物、その他の感染性廃棄物

カ 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずるもの

車両及び付属品・・・原付・オートバイ及び自動車等部品、タイヤ、バッテリー

工作機械類・・・チェーンソー、草刈り機、発電機

その他・・・瓦、ブロック、レンガ、セメント、建設廃材、ポンペ

(5) 災害廃棄物処理

本市では、自然災害で発生する災害廃棄物の処理について、災害の発生時においては、この計画に基づき廃棄物の適正処理を行います。

家庭系ごみの分別区分及び収集方法等

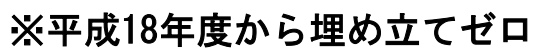
区 分			収集回数・方法	収集容器等	処理方法
資源ごみ	缶	アルミ缶	週 1 回 (中郷地区は月 1 回) ステーション方式	空き缶専用袋	資源化
		スチール缶			
		その他の缶			
	ビン	生きビン	2 週間に 1 回 (畑山・尾川、東川・刑部地区は週 1 回、中郷地区は月 1 回) 拠点方式	原則として、プラスチックコンテナ	資源化
		無色透明			
		茶色			
		その他の色			
	ペットボトル		週 1 回 (中郷地区は月 1 回) ステーション方式	ペットボトル専用袋	資源化
	紙類	紙パック	週 1 回 (中郷地区は月 1 回) ステーション方式	紐で縛って出す	資源化
		新聞・チラシ			
雑誌・本					
ダンボール					
	雑がみ	紐で縛るか紙袋に入れて出す			
古着・古布		拠点方式	紐で縛るか市販のビニール紙袋に入れて出す	資源化	
一般ごみ			週 2 回 ステーション方式及び戸別方式 (畑山・尾川、東川・刑部地区は週 1 回、中郷地区は月 1 回) 拠点方式	指定袋	溶融処理
金属ごみ			2 週間に 1 回 (畑山・尾川、東川・刑部地区は週 1 回、中郷地区は月 1 回) 拠点方式	指定袋	資源化
水銀等を含む有害ごみ			2 週間に 1 回 (畑山・尾川、東川・刑部地区は週 1 回、中郷地区は月 1 回) 拠点方式	原則として、プラスチックコンテナ	資源化

安芸市の分別収集等の歴史

時期	内容
昭和43年7月	東山不燃物処理場（伊尾木茂ヶ谷3938-1）供用開始
昭和48年7月	白馬清掃場（下山白馬2159）供用開始
平成4年4月	市内12カ所の公民館で月1回、缶・紙・乾電池などの分別収集開始
平成6年6月	市内全域拠点130カ所で月1回、缶・ビン・紙・乾電池などの分別収集開始
平成7年4月	毎週水曜日を「リサイクルの日」として定め、分別収集本格実施
平成7年5月	安芸市一般廃棄物最終処分場（伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035-イ）供用開始
平成7年8月	東山不燃物処理場（伊尾木茂ヶ谷3938-1）運転停止
平成8年4月	畑山・尾川・東川で月1回、缶・ビン・紙・乾電池などの分別収集開始
平成8年10月	「リサイクルの日」に紙パック・ペットボトルを新たな品目として追加
平成10年4月	市内全ステーション480カ所で、缶・紙の収集を月1回から週1回に拡大
平成10年4月	市内全域拠点200カ所に増加し、ビン・ペットボトル・乾電池の収集を月2回に拡大
平成11年3月	月2回のビン・ペットボトル等の収集に白色トレイを新たな品目として追加
平成11年9月	プラスチック容器包装の分別収集開始に向け公民館等16カ所で説明会
平成11年10月	月2回のビン・ペットボトル等の収集にプラスチック容器包装を新たな品目として追加
平成12年1・2月	ごみ収集袋の指定と有料化に向け、公民館や全集会所等で説明会（述べ2,700人出席）
平成12年4月	ごみ収集袋の指定と有料化開始
平成12年4月	安芸市リサイクルプラザ（伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035-イ）供用開始
平成13年4月	市内全ステーション480カ所でペットボトルを月2回から週1回に拡大
平成14年11月	白馬清掃場運転停止
平成14年12月	ダイオキシン類特措法に対応するため、芸東衛生組合（室戸市佐喜浜）でごみ焼却
平成16年4月	白色トレイをプラスチック容器包装として分別品目を縮小
平成16年4月	汚泥再生処理センター清浄苑（川北甲 1840）供用開始
平成17年11月	安芸広域メルトセンター試運転開始
平成17年12月	安芸市リサイクルプラザ運転停止
平成17年12月	溶融処理が可能となり、市民の負担を減らすため、プラスチック容器包装の分別を廃止
平成18年4月	安芸広域メルトセンター（伊尾木字黒瀬谷山奥4034-1他）供用開始
平成23年10月	ごみ出しが困難な方への週1回の戸別収集開始
平成28年4月	缶・紙・布・ペットボトルの日に雑がみを分別品目に追加

(令和3年度)

家庭系一般ごみ	事業系一般ごみ	有害ごみ ※水銀含む	紙・布	ペットボトル	缶	ビン	小型家電・鉄くず	その他直接搬入等
3,441t	915t	9t	435t	49t	59t	57t	178t	2,263t



4 収集体制、収集車両台数

《令和3年度の状況》

収集区域			収集人員	収集車両	
月曜日	一般ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)	委託 11名	・ 一般ごみ 4tパッカー車 3台 2tダンブ 1台 計 4台	・ 缶紙布P 4tパッカー車 1台 2tダンブ 1台 2tトラック 1台 計 3台
	缶紙布P	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町)			
火曜日	一般ごみ	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木、港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)	委託 12名	・ 一般ごみ 4tパッカー車 3台 計 3台	・ 缶紙布P 4tパッカー車 1台 2tダンブ 2台 2tトラック 1台 計 4台
	缶紙布P	(伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
第1・3水曜日	ビン有害	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木)	委託 10名	・ ビン有害ごみ 2tダンブ 1台 2tトラック 1台 計 2台	・ 金属ごみ 4tパッカー車 2台 計 2台
	金属ごみ	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
第2・4水曜日	ビン有害	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)			
	金属ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木)			
水曜日	全て	(畑山、尾川、東川、刑部) * 第3水曜日のみ中郷		・ 山間部全て 4tパッカー車 1台 2tダンブ 1台 計 2台	・ 戸別収集 軽ダンブ 2台 計 2台
木曜日	一般ごみ	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町、伊尾木、下山、本町、土居、僧津)	委託 11名	・ 一般ごみ 4tパッカー車 3台 2tダンブ 1台 計 4台	・ 缶紙布P 4tパッカー車 1台 2tダンブ 1台 2tトラック 1台 計 3台
	缶紙布P	(港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)			
金曜日	一般ごみ	(幸町、宝永町、久世町、庄之芝町、染井町、桜ヶ丘町、黒鳥、植野、井ノ口、栃ノ木、港町、矢ノ丸、花園町、柳田団地、川北、江川、内原野、花、小松原)	委託 10名	・ 一般ごみ 4tパッカー車 3台 2tダンブ 1台 計 4台	・ 缶紙布P 4tパッカー車 1台 2tダンブ 1台 2tトラック 1台 計 3台
	缶紙布P	(赤野、穴内、馬ノ丁、津久茂町、千歳町、清和町、寿町、日ノ出町)			
合 計			54名	4tパッカー車 19台 2tダンブ 10台 計 29台	2tトラック 5台 軽ダンブ 2台 計 7台

※缶紙布Pは、「缶・紙・布・ペットボトルの日」の略です。

※戸別収集は、介護保険制度の要支援または要介護認定等を受けられており、ごみ出しの支援が必要と認められた世帯に直接ご自宅へ回収に伺っています。

5 ごみの排出量

平成29年度から令和3年度までの年間のごみ排出量は、次のとおりです。

年度 区分(単位)				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口（人）				17,548	17,266	16,966	16,716	16,446
計画収集人口（人）				17,548	17,266	16,966	16,716	16,446
自家処理人口（人）				0	0	0	0	0
総排出量 (t)	家庭 ごみ 収集		一般・金属ごみ	3,609	3,590	3,591	3,508	3,441
			資源ごみ	850	784	753	739	720
			計	4,459	4,374	4,344	4,247	4,161
	事業系ごみ			927	894	1,044	951	915
	直接搬入等			1,972	3,201	2,255	2,307	2,330
	合計			7,358	8,469	7,643	7,505	7,406
	リサイクル 量 (t)	安芸市出荷分 （金属類・紙類・ペット ボトル・ビン類ほか）			977	882	888	854
メルトセンター分 （メタル・スラッグ）			738	1,088	1,089	1,124	1,143	
合計			1,715	1,970	1,977	1,978	1,933	
リサイクル率			23.3%	23.3%	25.9%	26.4%	26.1%	
排1 出人 量1 日 当 た り の (g)	家庭ごみ収集 （一般・金属ごみ）			563	570	580	573	573
	家庭ごみ収集 （資源ごみ）			133	124	122	121	120
	合計			696	694	701	694	693
	リサイクル量			153	140	145	139	131

6 資源ごみの分別収集

資源ごみは、「缶」、「新聞・チラシ」、「雑誌」、「ダンボール」、「紙パック」、「雑がみ」、「古着・古布」、「ペットボトル」、「無色透明ビン」、「茶色ビン」、「その他の色ビン」、の11分類で分別収集しています。

なお、缶は缶自動選別機でアルミ缶とスチール缶に分けています。

「生きビン」は状態の良いものを手選別し、資源化しています。

粗大ごみの中にも含まれる鉄類についても、破碎処理後、磁力選別し、資源化しています。あわせて小型家電についても、手選別し、資源化しています。

水銀を含む乾電池や蛍光灯は、有害ごみに分類していますが、資源化しています。

(単位：t)

区分 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
缶類	アルミ	46	37	52	42	38
	スチール	28	22	30	24	21
紙類	新聞・チラシ	202	160	142	120	127
	雑誌	182	148	146	132	127
	ダンボール	138	122	118	123	124
	紙パック	2	1	1	1	1
	雑がみ	14	9	10	9	11
古着・古布		52	51	52	51	46
ペットボトル		50	52	51	49	49
ビン類	無色透明	27	48	37	37	22
	茶色	28	37	33	25	21
	その他の色	13	14	10	10	12
	生きビン	5	5	2	3	3
鉄・アルミ類		116	113	132	143	114
家電雑品		66	54	64	77	65
水銀を含む有害ごみ		8	9	8	8	9
合 計		977	882	888	854	790

7 中間処理の状況

(1) 中間処理施設の概要

本市では、排出されたごみは、安芸広域メルトセンター、安芸市一般廃棄物最終処分場（リサイクルプラザ）で処理されています。

ア 安芸広域メルトセンター（溶融炉）

所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥4034-1他
敷地面積	17,823.98㎡
建築面積	2,986.17㎡
延床面積	6,300.44㎡
稼動開始	2006年（平成18年4月）
処理能力	80 t /24h（40 t /24h×2炉）
処理方式	直接溶融・資源化システム
余熱利用	蒸気タービン発電〔定格1,700kw〕
粗大ごみ粗破砕機	4 t /h
処理対象物	資源ごみを除く可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、汚泥
溶融物利用	溶融物（スラグ、メタル）は、全量を資源として利用

イ 安芸市一般廃棄物最終処分場（リサイクルプラザ）

所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥下モ4035-イ
敷地面積	1,890㎡
稼動開始	1995年（平成7年4月）
主要設備 処理能力	不燃性粗大ごみ破砕機4.8t/日 可燃性粗大ごみ破砕機0.2t/日 自動選別缶圧縮機1.2t/日 ペットボトル圧縮梱包器0.2 t /日 紙布類ストックヤード ビンストックヤード
その他	蛍光灯破砕機、スチロールポストを設置

・整備について

再資源化施設について、資源物等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策やBCP対策等、今後の施設の整備方針を検討します。

8 最終処分状況

安芸広域メルトセンターが稼働した平成18年4月からは埋め立て処理をしていません。

9 現状の問題点及び課題、取り組み内容

安芸市における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（令和3年度）は573g（資源を除く）で、国の廃棄物処理基本方針においての減量化の目標量（令和2年度）500gを大きく上回っています。

また、ごみの総排出量は平成29年度は7,358tでしたが、令和3年度では7,406tで、4年間で48t増加しています。

(1) 市民、事業者、行政が協働して取り組む必要性

ごみの発生抑制や減量・資源化を推進していくためには、市民、事業者、行政が協働して取り組む体制が重要で、今後、この体制を構築するようにしていくよう努めます。

(2) ごみの発生抑制

平成12年度のごみ収集袋の指定・有料化でごみは減少しました。その後、平成14年12月からのダイオキシン類対策特別措置法への対応による暫定処理で安芸市から芸東衛生組合（室戸市佐喜浜）までごみを運搬しなければならなくなり、市民にごみ減量化を呼びかけ、再びごみは減少しました。

平成18年4月から安芸広域メルトセンターが稼働し、「何でも熔融処理できる」という意識から、3R：リデュース（必要なものを必要なだけ買う、ごみそのものを減らす）・リユース（何回もくり返し使う、ものを大切にし、すぐに捨てない）・リサイクル（分別して資源化する、資源化された商品を積極的に選ぶ）という排出抑制の意識が薄れたため、平成27年度からはごみ減量化への取り組みを仕切り直し、「食品ロス」などを中心に広報あきで記事を掲載し、啓発しています。

令和2年度からペットボトルのキャップ回収を行い、再生プラスチック原料として換金し、医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育など、様々な社会貢献活動に充てられています。令和3年度末までに約769,700個が集まり、約1,790kgのごみ減量化にも繋がっています。

(3) ごみの資源化の推進

安芸市のリサイクル率は平成17年度には27.4%でしたが、安芸広域メルトセンターが平成18年度から稼働後、急激に低下し、平成20年度には18.5%になっていました。その後、啓発等を経て、徐々に回復し、現在の安芸市のリサイクル率（令和4年度）は26.1%となっています。

分別収集開始当時、積極的にご協力いただいていた方から世代も移り変わってきたことから、若い世代にリサイクルの意識を構築する取り組みが不可欠です。

平成28年度から雑がみの分別収集をスタートさせ、公民館や地域の集まりでの説明や、パネル展などを実施してきました。

令和3年度からごみ収集車6台に安芸市のごみ減量化推進キャラクター「くいしんぼくまあきくん」のイラスト及びメッセージを表示することで、市民にごみの分別の啓発を行っています。

(4) 事業系ごみへの対応について

本市のごみ処理量の約12%以上が事業系ごみであり、家庭ごみへの対応のみならず、事業系ごみについても減量化、資源化の取り組みが必要となっています。

(5) 環境学習について

安芸市一般廃棄物最終処分場や安芸市清浄苑へ市内小学生が社会科見学で訪れます。また、中学校になると安芸市一般廃棄物最終処分場で体験学習を受け入れする場合があります。

ごみ出しは生活に欠かせないものであり、環境学習の場をさらに創出する取り組みが必要です。

令和3年度には職員が市内中学校へ出向いて講師として安芸市のごみの現状やごみを減らすための取り組みの紹介などを行っています。

(6) 戸別収集や粗大ごみ収集について

高齢化や少子化などにより、自力でごみを集積場所に排出することが困難で、親族や近隣住民の協力を得ることも困難な状況にある世帯が増えています。

このため、介護保険制度の要支援や要介護認定を受けており、ごみ出し支援が必要な世帯などを対象にした戸別収集を開始し、生活環境に支障が生じないよう支援する取り組みを平成23年度から行っています。

また、75歳以上の高齢者や障がい者、自動車運転免許証を持っていない者のみの世帯の粗大ごみ収集の取り組みを平成30年度から行っています。

第2章 ごみ量の予測

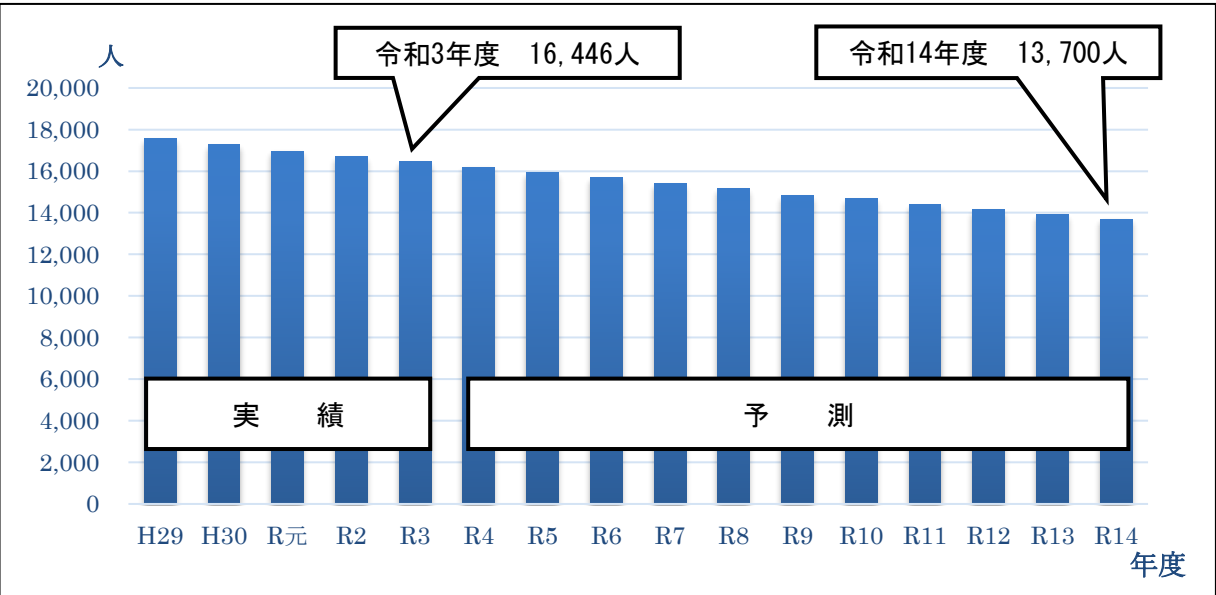
1 将来人口予測

将来人口の予測は、令和4年3月改定の「第2期安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口の推計「目指す姿」を参考に予測します。

単位: 人

年度	実績(3月31日時点)				
	H29	H30	R元	R2	R3
人口	17,548	17,266	16,966	16,716	16,446

年度	予 測										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口	16,192	15,938	15,684	15,430	15,176	14,822	14,668	14,414	14,154	13,927	13,700

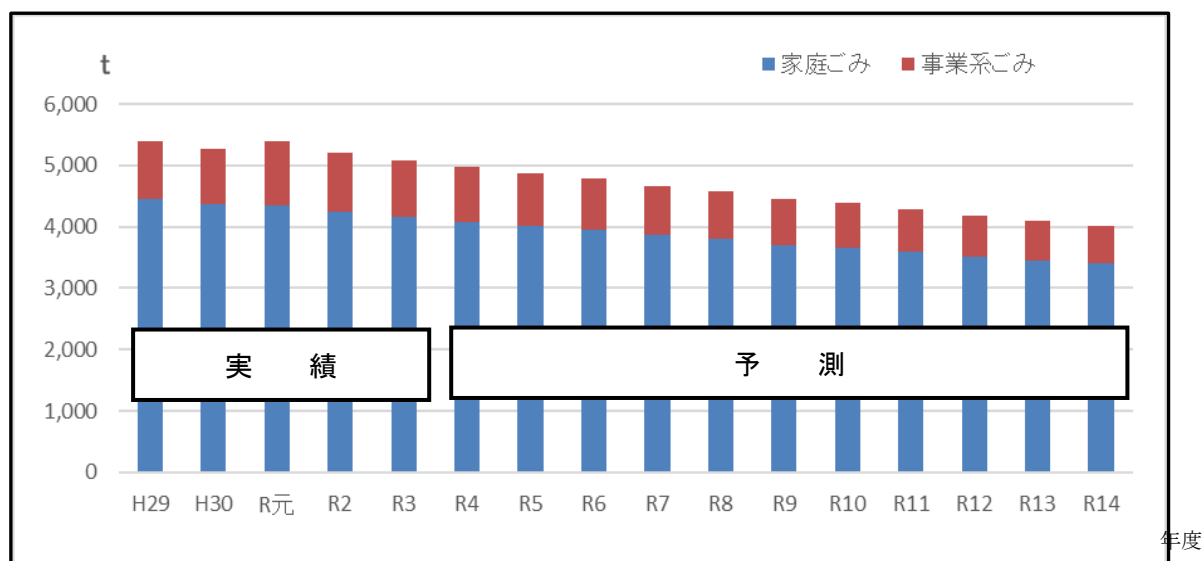


2 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測については、過去5年間の実績をもとに将来の家庭ごみ量と事業系ごみ量、直接搬入量、リサイクル量などを推計したものと、安芸市実施計画をリンクさせ作成した。

単位:t

	実績(3月31日時点)					予 測										
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
家庭ごみ	4,459	4,374	4,344	4,247	4,161	4,082	4,010	3,949	3,868	3,797	3,702	3,668	3,589	3,519	3,458	3,406
事業系ごみ	927	894	1,044	951	915	891	862	833	804	775	746	717	688	659	630	598
直接搬入等	1,972	3,201	2,255	2,307	2,330	2,299	2,156	2,012	1,869	1,725	1,582	1,438	1,295	1,151	1,008	864
総排出量	7,358	8,469	7,643	7,505	7,406	7,272	7,028	6,794	6,541	6,297	6,030	5,823	5,572	5,329	5,096	4,868
1人1日当たりの ごみ排出量	696	694	701	694	693	691	689	688	687	686	684	683	682	681	680	679
リサイクル量	977	882	888	854	790	800	843	883	916	945	965	990	1,003	1,013	994	974
総リサイクル量 (メルトセンター含む)	1,715	1,971	1,977	1,978	1,933	1,894	1,838	1,782	1,729	1,660	1,593	1,530	1,468	1,410	1,353	1,314



第3章 計画の目標

1 基本方針

① ごみの発生抑制

② ごみの資源化の推進

③ 事業系ごみ減量化の推進

2 目標値の設定

本計画では、次のとおり目標値を設定し、ごみの減量化・資源化を推進します。

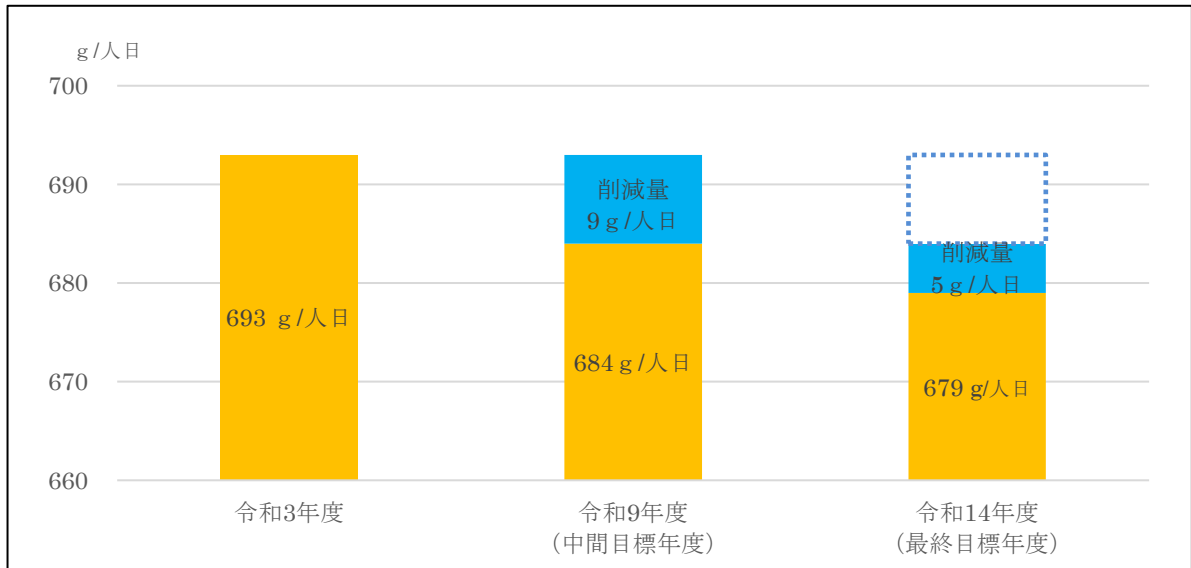
《減量化目標》

1人1日当たりのごみ排出量
令和3年度693 g/人日 ⇒ 令和14年度679 g/人日

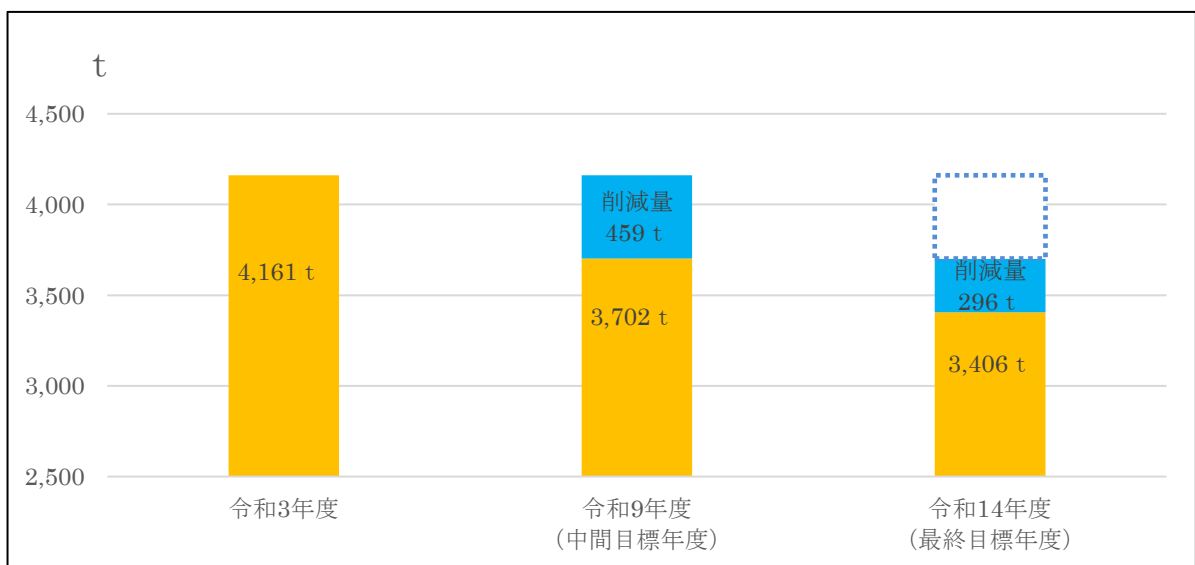
《資源化目標》

リサイクル率
令和3年度26.1% ⇒ 令和14年度27.0%

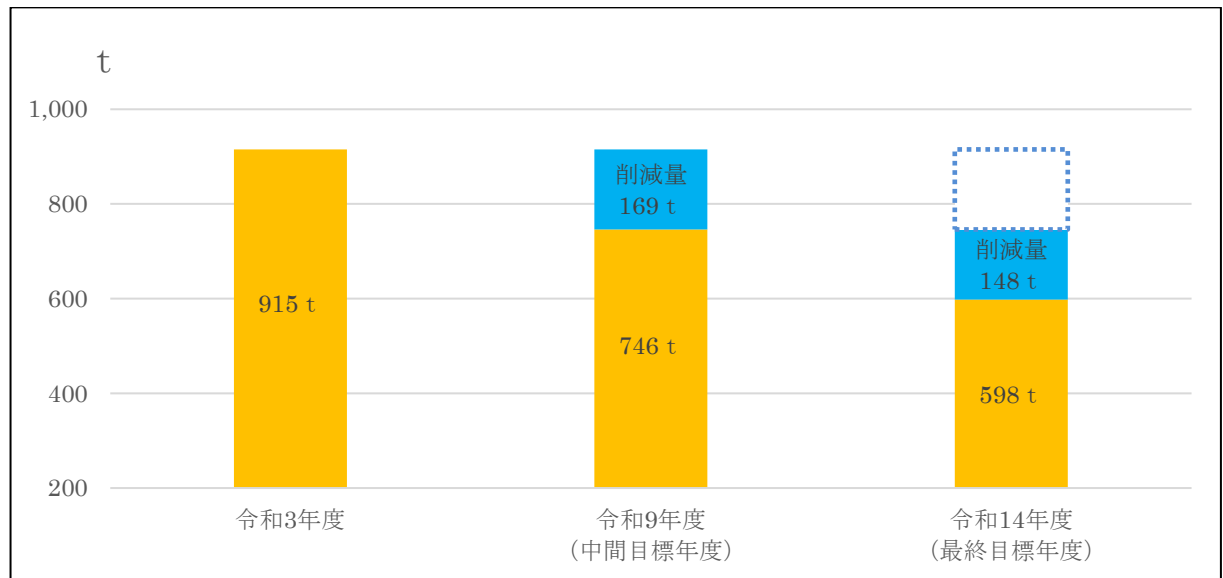
○ 1人1日当たりのごみ排出量			
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	693 g/人日	684 g/人日	679 g/人日



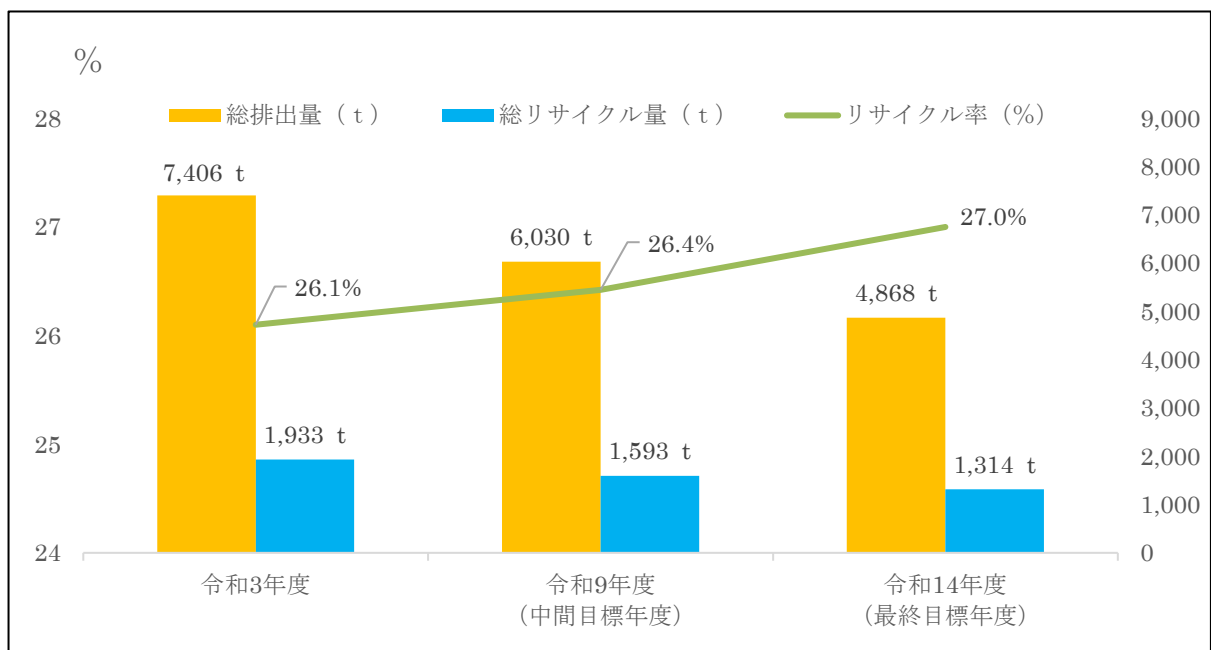
○ 家庭系ごみ排出量			
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	4,161 t	3,702 t	3,406 t



○ 事業系ごみの排出量			
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
ごみ排出量及び目標値	915 t	746 t	598 t



○ リサイクル率			
	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和14年度 (最終目標年度)
リサイクル率及び目標値	26.1%	26.4%	27.0%



第4章 計画の施策

1 基本方針を達成するための施策

① 『ごみの発生抑制』をするために

- 1 3Rの啓発
- 2 環境教育・学習の推進
- 3 生ごみの水切りや自家処理の推進
- 4 食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進
- 5 簡易包装等の運動の推進
- 6 マイバッグ運動の推進
- 7 再生品等の利用（グリーン購入）推進
- 8 公共施設及びイベントごみの分別・減量化の推進
- 9 市役所職員が率先して各種取り組み推進

施策1 3Rの啓発

ごみを減らすには、市民一人ひとりが生活スタイルを見直すことが大切です。

日常生活の中に、「3R」を浸透させる

- ・リデュース（必要なものを必要なだけ買う、ごみそのものを減らす）
- ・リユース（何回もくり返し使う、ものを大切にし、すぐに捨てない）
- ・リサイクル（分別して再資源化する）

こうした自主的な行動がとれるよう広報、市ホームページ、イベント等を通じて啓発を図ります。

施策2 環境教育・学習の推進

ごみの発生抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校や職場、地域社会の場での環境教育や環境学習への取り組みのほか、ごみ処理の現状を知ってもらうため、安芸市一般廃棄物最終処分場や安芸広域メルトセンターでの社会科見学の受け入れなどを実施していきます。特に小学生や保育園児など、小さいときからごみのことに考えるきっかけづくりをいたします。

施策3 生ごみの水切りや自家処理の推進

一般ごみの約40%が水分であるため、生ごみの水切りを推進して減量化を図ります。

また、生ごみの自家処理は、ごみ減量化に有効な手段であり、自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、ごみ減量化促進事業費補助金の広報・啓発をさらに強化していき、生ごみの自家処理を推進します。

施策４ 食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進

市民に対して、必要な物を必要なだけ買うことをおすすしめし、家庭、外食や宴会での食べ切り運動を呼びかけます。

飲食店にも環境にやさしい店舗として、（仮称）食べ切り協力店の登録を促し、食べ切れる量をお聞きします。セットもので不要なものは省きますなど食べ切りしやすい環境を整えます。

安芸市清浄苑は生ごみと汚泥から堆肥「キラット」を作っていますが、食べ切り運動の啓発の拠点として、社会科見学に訪れた小学生などに食べ切り運動の必要性を呼びかけます。

施策５ 簡易包装等の運動の推進

市内約50店舗のごみ収集指定袋販売店（スーパーマーケット等の小売店）に協力を呼びかけ、簡易包装やバラ売り等による販売など、余分なごみを消費者に渡さない取り組みを推進します。

施策６ マイバッグ運動の推進

市内約50店舗のごみ収集指定袋販売店（スーパーマーケット等の小売店）に協力を呼びかけ、消費者に対し、レジ袋削減の協力を啓発します。

施策７ 再生品等の利用（グリーン購入）促進

製品などを購入する際には、省エネルギー型のもや再生品、リサイクル可能なものなど、環境に与える影響ができるだけ少ないものを優先的に選択することが必要です。公的機関や事業所、家庭において、積極的に再生品等の利用（グリーン購入）を促進します。

施策８ 公共施設及びイベントごみの分別・減量化の推進

市役所及び公共施設から排出されるごみのリサイクル運動を引き続き実施します。

スポーツイベントや観光イベント等ではごみの減量化を図り、イベントに参加した人が自ら分別する体制づくりに取り組みます。

施策９ 市役所職員が率先して各種取り組み推進

ごみ排出抑制やリサイクルについては、市民・事業者の協力があるからこそ取り組みですが、地域でも職場においても、市役所職員は他の模範となるべき存在であり、市役所職員が率先して取り組むよう職員研修や職員組合などを通じて、意識高揚につながる取り組みをすすめます。

②『ごみの資源化の推進』をするために

- 1 ごみの分別排出の推進
- 2 資源ごみの回収品目の拡大
- 3 ビン・有害ごみの拠点ステーションの増設

施策 1 ごみの分別排出の推進

環境への負荷の低減に考慮したごみの排出には、ごみの分別排出が大変重要です。分別することで缶・紙・布・ペットボトル・ビンなどの資源ごみはリサイクルすることができます。

ただ、紙・布は雨の日に出されて濡れたり、カビや泥などで汚れてしまうとリサイクルできなくなり、一般ごみとして処分することになります。

よって、ごみ排出ルールを明確にし、市民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、分別収集への協力及び理解を求めています。

施策 2 資源ごみの回収品目の拡大

平成 28 年度から雑がみの分別収集を開始し、資源ごみの回収品目拡大を図りました。引き続き市民の負担が少ないものの中でごみ減量効果が大きい品目のものを、順次、拡大していきます。

施策 3 ビン・有害ごみの拠点ステーションの増設

現在、缶・紙・布・ペットボトルのリサイクルステーションは全集積場所（約500ヶ所）で実施していますが、ビン・有害ごみをコンテナ回収で行う拠点ステーションは半分の約250ヶ所に留まっています。

このためビン・有害ごみを分別して出したくても距離が遠い地区があり、増設が可能な場所を再調査するとともに、地域住民の声も把握しながら、拠点ステーションの増設に努め、市民が資源ごみを出しやすい環境を作ります。

③『事業系ごみの減量化推進』をするために

- 1 事業所から排出されるごみ質の状況把握と適正処理指導
- 2 各事業所から排出されるごみ量の抑制指導

施策1 事業所から排出されるごみ質の状況把握と適正処理指導

事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任において適正に処理されるものであり、安芸広域メルトセンターや安芸市一般廃棄物最終処分場へ持ち込まれるごみを調査し、ごみ質の状況把握に努めます。産業廃棄物が混入しないように、適正処理を指導します。

施策2 各事業所から排出されるごみ量の抑制指導

各事業所に対して、安芸広域メルトセンターや一般廃棄物最終処分場へ持ち込まれたごみ量の推移を通知し、増加している場合は抑制するよう指導します。

2 施策を推進していくための市・市民・事業者の役割

① ごみの発生抑制

区分 施策		市	市 民	事業者
①	3Rの啓発	・ 広報、啓発活動の強化 ・ 情報の管理、公開	・ 広報、啓発事項の認識 ・ 情報の活用	・ 広報、啓発事項の認識 ・ 情報の活用
②	環境教育学習の推進	・ 講演会、講習会・社会科 見学等の開催	・ 学習機会の利用 ・ 社会科見学	・ 学習機会の利用
③	生ごみの水切りや自家処理の推進	・ 市民、事業者への広報 ・ 補助制度の見直し ・ 成果の公表	・ 生ごみの水切り ・ 生ごみ処理機等の活用、 適正な維持管理、継続 的な使用 ・ 生ごみの排出抑制	・ 生ごみの水切り ・ 生ごみ処理機等の活用、 適正な維持管理、継続 的な使用 ・ 生ごみの排出抑制
④	食べ切り運動（食品ロスの削減）の推進	・ 広報、啓発活動の強化 ・ （仮称）食べ切り協力店 への協力呼びかけ	・ 買い物時の工夫 ・ 消費期限の近い商品を選 び、すぐに食べる ・ 食べ切り運動の推進	・ 食べ切りしやすい環境 づくり
⑤	簡易包装等の運動の推進	・ 店舗等に協力要請	・ 過剰包装の拒否	・ 簡易包装の推進 ・ 梱包方法の工夫 ・ 不要な梱包材の回収再 生利用
⑥	マイバッグ運動の推進	・ 市民、事業者への広報 ・ 市民に対するマイバッ グ持参の協力要請	・ マイバッグの使用	・ レジ袋削減の呼びかけ
⑦	再生品等の利用 （グリーン購入）促進	・ 市民、事業者への要請 ・ 再生品の紹介、周知	・ 再生品の購入、使用	（事務所） ・ 再生品の購入、使用 （小売店） ・ 包装資材等への再生品 使用 ・ リサイクルが容易な商 品の開発、販売
⑧	公共施設及び イベントごみの 分別・減量化の推進	・ 関係者の意識改革 ・ 減量化・資源化の徹底	・ 分別の協力	・ 分別の協力
⑨	市職員が率先して 各種取り組み推進	・ 新採研修など職員研修 の実施 ・ 地域でのごみ出しで他 の模範となる意識・取り 組み	・ 地域の職員に分別など 困ったら、気軽に聞く	—

② ごみの資源化の推進

施策		市	市 民	事業者
①	ごみの分別排出の推進	・市民、事業者への広報、啓発 ・分別の指導	・分別排出の徹底 ・ごみ減量化、資源化の実践	・分別排出の徹底 ・ごみ減量化、資源化の実践
②	資源ごみ回収品目の拡大	・分別収集実施の広報 ・収集運搬体制の整備 ・資源化ルートの確保	・分別排出の徹底	・資源物の積極的受入
③	ビン、有害ごみの拠点ステーションの増設	・排出場所の確保 ・コンテナの提供	・資源ごみステーション確保への協力	—

③ 事業系ごみの減量化

施策		市	市 民	事業者
①	事業所から排出されるごみ質の状況把握と適正処理指導	・事業所ごみの把握 ・処理施設での調査の実施	—	・ごみ質の把握による事業所全体の意識啓発
②	各事業所から排出されるごみ量の抑制指導	・ごみ量の推移を事業所へ通知 ・減量化、資源化の指導	—	・ごみ減量化、資源化の実践

Ⅲ 生活排水処理基本計画

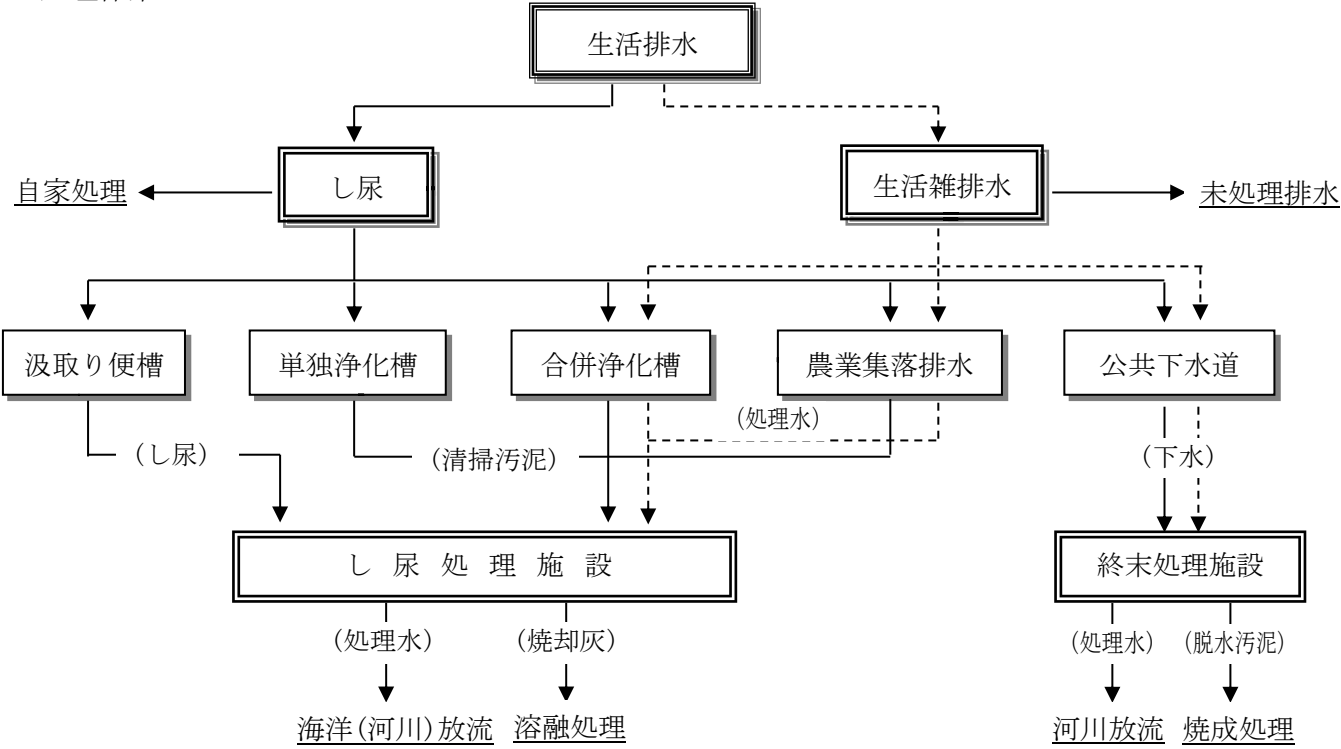
1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の概要

本市の生活排水処理体系は、次の体系図に示すようになっています。

また、本市の生活排水処理人口（下表）によると公共下水道や浄化槽人口などの水洗化人口の割合は増加し、汲み取りによるし尿処理人口は年々減少しています。

処理体系



生活排水処理人口

単位：人

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口	17,548	17,266	16,966	16,716	16,446
し尿処理人口	7,430	6,990	6,574	6,224	5,706
浄化槽人口	5,758	5,903	6,080	6,232	6,529
農業集落排水人口	597	592	584	581	567
公共下水道人口	3,763	3,781	3,728	3,679	3,644
自家処理人口	0	0	0	0	0

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集量

単位：kℓ

年度 項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 収 集 量		9,170	9,145	8,900	8,946	8,966
し 尿	収 集 量	6,403	6,490	6,148	6,053	5,997
	割合(%)	69.83	70.97	69.08	67.66	66.89
浄 化 槽 汚 泥	収 集 量	2,767	2,655	2,752	2,893	2,969
	割合(%)	30.17	29.03	30.92	32.34	33.11

* 浄化槽汚泥の増加を受けて、平成25年度からし尿収集業者の施設搬入割合を変更した。

(3) 収集体制、収集車両台数

現在、し尿・浄化槽汚泥については、本市の許可業者が収集・運搬しています。

今後、浄化槽の普及により、し尿収集人口は減少の方向で推移することが予測されることから、処理量の動向に十分留意しつつ、効率的な処理体制の整備を図っていくことが必要です。

収集区域	許可業者	収 集 車 両	
安芸市全域	G社	2,700ℓ車 1台 1,800ℓ車 1台	2台
	S社	1,800ℓ車 2台	2台
	H社	2,700ℓ車 1台 1,800ℓ車 1台	2台
	A社	1,800ℓ車 2台	2台
合 計	4 業者		8台

(4) 処理施設の概要

許可業者が収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の全量を施設で処理しています。

安芸市清浄苑については、稼動開始後19年を経過しており、長寿命化計画に基づいて計画的な修繕を行うことにより適正な処理ができるよう努めています。

安芸市清浄苑

所 在 地	安芸市川北甲1840番地
敷 地 面 積	2,602㎡
延 床 面 積	1,758㎡
稼 動 開 始	2004年（平成16年4月）
処 理 能 力	30Kℓ/日（し尿21Kℓ/日、浄化槽汚泥9Kℓ/日） 生ごみ100kg/日
処 理 方 式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式

(5) 浄化槽

本市では、公共下水道や農業集落排水の未整備地域において、平成元年度から浄化槽の設置に対する補助事業を実施しています。浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、適正な施工とともに、適切な維持管理が必要です。浄化槽は保守点検及び水質検査を定期的を実施することが義務付けられており、関係機関と連携を図りながら、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

2 し尿処理等の予測

(1) 生活排水処理人口の予測

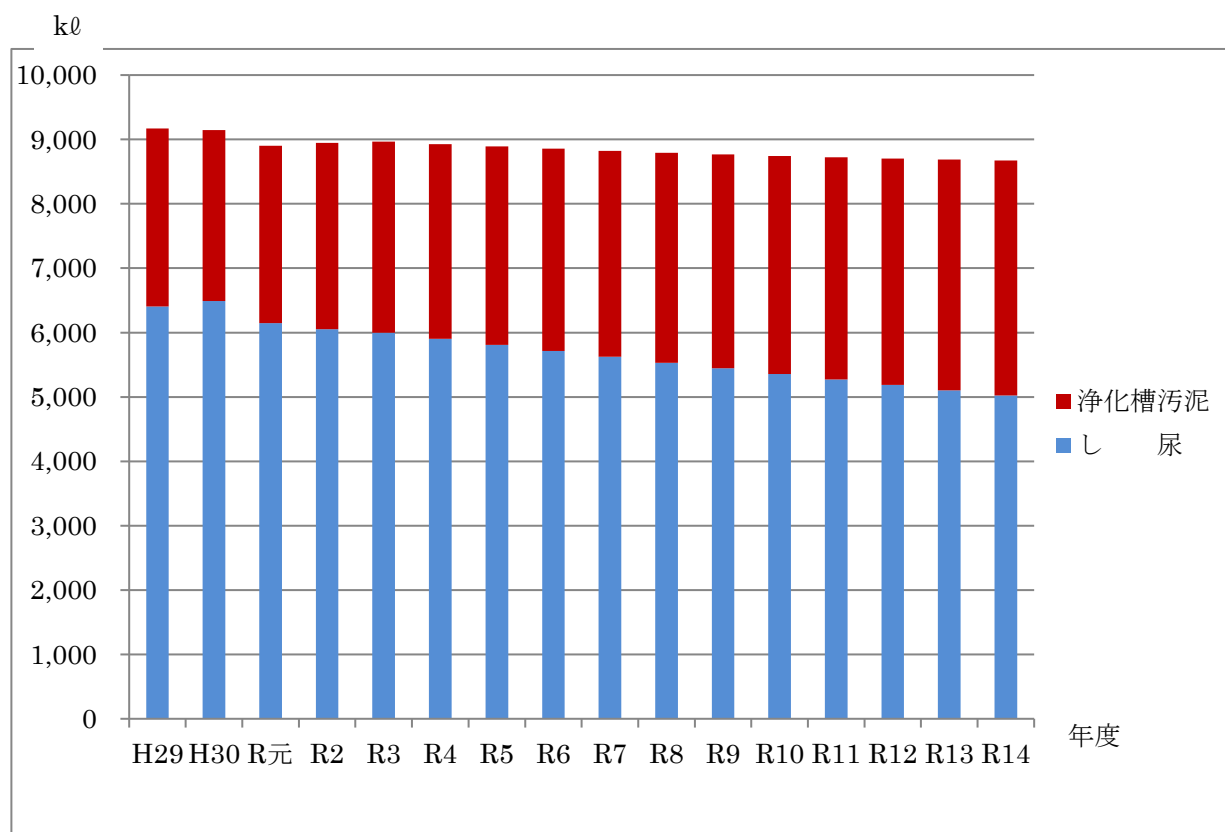
単位:人

年 度	実績					予 測										
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口	17,548	17,266	16,966	16,716	16,446	16,192	15,938	15,684	15,430	15,176	14,822	14,668	14,414	14,154	13,927	13,700
し尿処理人口	7,430	6,990	6,574	6,227	5,706	6,266	6,168	6,070	5,971	5,873	5,736	5,677	5,578	5,478	5,390	5,302
浄化槽人口	5,758	5,903	6,080	6,232	6,529	5,813	5,722	5,631	5,539	5,448	5,321	5,266	5,175	5,081	5,000	4,918
農業集落排水人口	597	592	584	581	567	551	542	533	525	516	504	499	490	481	474	466
公共下水道人口	3,763	3,781	3,728	3,676	3,644	3,562	3,506	3,450	3,395	3,339	3,261	3,227	3,171	3,114	3,064	3,014
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) し尿処理量の予測

単位:kℓ

年 度	実績					予 測										
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
し 尿	6,403	6,490	6,148	6,053	5,997	5,901	5,807	5,714	5,622	5,532	5,444	5,357	5,271	5,187	5,104	5,022
浄化槽汚泥	2,767	2,655	2,752	2,893	2,969	3,025	3,083	3,141	3,201	3,262	3,324	3,387	3,451	3,517	3,584	3,652
処理量合計	9,170	9,145	8,900	8,946	8,966	8,926	8,890	8,855	8,823	8,794	8,768	8,744	8,722	8,704	8,688	8,674



3 計画の施策

(1) 基本方針

①し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

(2) 基本方針を達成するための施策

施策１ 適正な収集運搬体制の構築

収集運搬許可業者については、し尿・浄化槽汚泥収集量の推移に対応した収集体制を構築します。し尿・浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあり、現収集運搬体制で十分対応できているが、今後、廃業する業者が出てきたり、収集運搬体制に支障が出てきた場合には、新規業者について収集運搬業許可を検討する。

施策２ 適正な処理体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の処理量が減少していることから、し尿処理施設の効率的な運転形態を検討します。

処理施設については、地元との調整を行いながら、長寿命化計画に基づいて計画的な修繕を行い、適正な運営管理に努めます。

また、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の性状に著しい変化が生じないようし尿収集業者と適宜調整を図ります。

施策３ 浄化槽の普及促進

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業処理区域以外の地域に対し、浄化槽の普及を推進し、設置費の補助を行います。また、既に設置されている単独浄化槽については、合併処理方式の浄化槽への転換を図ります。